



PTA 活動のしおり

【規約】



足立区立第五中学校

卒業まで要保存

足立区立第五中学校 PTA 規約

-令和5年度改正-

第1章 名称・目的・方針及び会員

[第1条]

本会は、足立区立第五中学校の父母と教職員の会(足立五中 PTA)と称する。事務局は学校内に置く。

[第2条]

本会は、次のことを目的とする

- (1) 第五中学校教育の良き理解者・協力者として、学校との連携を深め、生徒の心身の健全な発達と福祉の増進に寄与する。
- (2) 父母の教育力の質的向上を目指し、会員相互の教養を高めると共に、連帯感を深める。
- (3) 第五中学校教育の充実の為に、関係諸機関と連携を深め、必要に応じて会として対外的活動を行う。

[第3条]

本会の活動は、前条の目的を達成するために、すべて民主的・自主的に行われなければならない、営利的・宗教的・政党的であってはならない。

[第4条]

- (1) 本会は、本校に在籍する生徒の父母(またはそれに代わる保護者)と教職員をもって構成される。
- (2) 在籍する生徒数に関わらず、その家族を1単位とする。

第2章 会 計

[第5条]

- (1) 本会の経費は、会費をもって当たる。ただし必要によって事業収入、寄付金を別途計上する事ができる。
- (2) 会費の額を変更する場合は、総会の承認を得なければならない。

[第6条]

会費は、年3,000円とし、原則としてまとめて納入するものとする。

[第7条]

本会の会費は、第2条の目的のため以外に使用してはならない。

[第8条]

寄付を受ける場合は、会員・会員以外からを問わず、常任委員会の承認を受け、事後、次の総会で報告しなければならない。

[第9条]

会計の監査は、会員の中から総会で選任した2名(内1名は教員)の会計監査がこれを行う。

[第10条]

本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第3章 役員及び役員会

[第11条]

(1) 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	5～8名(内1名は副校長)
書 記	3～4名(内1名は教員)
会 計	3～4名(内1名は教員)
会計監査	2名(内1名は教員)

(2) 役員の任期は原則1年とし、2年以上本部役員として活動された場合、兄弟在学中に限り、弟妹在学中は本部役員及び常任委員への選出を免除する。ただし、兄弟卒業後に本校へ弟妹が入学した場合はその限りではない。

[第12条]

- (1) 役員の選任は、本部役員が会員の中から推薦した候補者を、常任委員会で指名し総会で承認する。
(2) 役員候補者の選出は、地域・学年などを考慮して行う。

[第13条]

役員の仕事は次の通りである。

- (1) 会長は本会を代表し、会を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理を務める。
(3) 書記は総会及び常任委員会の議事並びに重要な会務を記録し、また各種の会合について通知する。
(4) 会計は本会すべての金銭の収支を整理し記録する。年度末においては、会計監査の監査を経た決算報告書を作成して、常任委員会に提出し、総会で承認を得る。
(5) 会計監査は年1回以上必要に応じて会計を監査し年度末においては、その結果を総会で報告する。
(6) 役員は、各学年委員会・専門委員会に出席し、役員会との連携に務める。

[第14条]

- (1) 役員会は役員によって構成され、統括的企画・立案し、常任委員会に提出する議題の原案を作成する。
(2) 役員会での決議事項は、常任委員会に、はからなければならない。

第4章 総会

[第15条]

- (1) 総会は全会員によって構成され、少なくとも年1回は開かれる。
(2) 常任委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合には、会長は随時総会を招集する。
(3) 総会は主として規約等の制定・改廃・予算・決算・事業計画の審議・承認及び役員の選任を行う。
(4) 総会は会員の2分の1以上(委任状出席も認める)が出席しなければ成立しない。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
(5) 会員以外の者の代理出席は認めない。

第5章 常任委員会

[第16条]

- (1) 常任委員会は、役員・各学年正副委員長・各専門委員会正副委員長により構成される。
- (2) 常任委員会は原則として年数回程度開かれる。
- (3) 常任委員会は、会務の総括的運営を目的とし、次の任務を持つ。
 - ①役員会・各学年・専門委員会の情報交換を行うとともに、そこで立案された事業計画を審議 検討・承認する。
 - ②総会に提出する議案を作成する。
 - ③その他の一般会務を処理する。
- (4) 常任委員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第6章 学級委員会・学年委員会・専門委員会

[第17条]

委員の選出および委員会の構成

- (1) 各学級では学級委員を選出し、学級委員会を構成する。
- (2) 学級委員は互選により、原則として学級委員(2～3名)・成人委員・広報委員・校外委員を選出する。
- (3) 学年委員会は、各学級の学級委員と学年の役員と学年の教員によって構成される。委員会には学級委員長から互選により、委員長(1名)・副委員長をおく。
- (4) 専門委員会は、①成人委員会 ②広報委員会 ③校外委員会の3委員会とし、各学級の専門委員と(2～3名以内)と役員(1～2名)と顧問の教師により構成される。
- (5) 各委員会には委員から互選により、委員長(1名)・副委員長(1～2名)・会計(1名)・書記(1名以内)をおく。

[第18条]

学級委員会は随時開かれ、担任の教員との連携を保ち学級PTA活動を推進する。

[第19条]

学年委員会は定期的に開かれ、学年の教員との連携を保ち、学年PTA活動を推進する。

[第20条]

専門委員会は随時開かれ、次の活動を行う。

- (1) 成人委員会は、会員の研修に資する各種の事業を計画し、実施する。土曜スクールの協力を行う。
- (2) 広報委員会はPTA活動の広報に関する事業を計画し、実施する。
- (3) 校外委員会は、主として生徒の校外生活につき学校に協力して、地域および関係諸機関等と緊密な連絡をとり、適切な指導・助言を行い、明るい生活環境づくりに寄与する。

第7章 特別委員会

[第21条]

特別委員会は、必要に応じて常任委員会の承認を得て設けられる。

第8章 顧問・その他

[第22条]

- (1) 本会は、常任委員会の推薦により、総会にはかつて顧問をおくことができる。
- (2) 顧問の任期は1年間とする。

[第23条]

会員及び生徒の慶弔及び表彰に関する内規は次の通りである。

○弔慰金	生徒の死亡	5,000円
	会員の死亡	5,000円
	※職員(本人)の死亡	10,000円
	※職員本人の配偶者の死亡	5,000円

○餞別	勤続年数3年以上	5,000円
	3年未満	3,000円

○表彰	本会に功労のあった者	表彰状
	(総会時に、退任又は退会の役員・学年長・専門委員長)	

- ・職員(本人及び配偶者)の死亡は献花もしくは弔電をつける。
- ・勤務職員は、弔慰金は職員と同様に扱う。
- ・内規の規定は役員会にはかり、常任委員会に報告する。
- ・内規外については、役員会の決議により予備費より支出する場合もある。

第9章 個人情報の取り扱い

[第24条]

- (1) 本会がPTA活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理、及び開示については、「個人情報取扱規約」に定め、適当に運用するものとする。
- (2) 規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

足立区立第五中学校 PTA 個人情報取扱規約

(令和5年5月19日総会議決)

(目的)

第1条 この個人情報取扱規約は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料又は校内掲示板及びPTA 広報で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とは、個人が特定される事項とする。個人情報は、本人から同意を得て会長が取得する。

(同意の撤回)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を撤回することができる。前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする

(1) 会費請求、その他文書の送付

(2) PTA 会員名簿の作成

(管理)

第7条 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理する。不要となった個人情報は会長立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう焼却又は裁断等により、速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の促進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(開示、訂正)

第9条 個人情報の開示又は訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し立てるものとする。

[付 則]

この規約は昭和24年6月3日から実施する。

- (1) 昭和25年 5月 7日 一部修正
(略)
- (22) 平成21年 5月19日 一部修正
- (23) 平成22年12月16日 第3章 第11条改定
第6章 第17条改定
- (24) 平成29年 4月27日 第3章 第11条改定
第6章 第17条改定
第20条改定
第7章 改定
第9章 第24条追記
- (25) 平成30年 4月25日 第3章 第12条改定
第6章 第17条改定
第20条改定
- (26) 令和 4年 5月12日 第3章 第12条修正
第6章 第17条修正
第20条修正
第8章 第23条修正
- (27) 令和 5年 5月19日 第3章 第11条改定
第5章 第16条修正
個人情報取扱規約
第6条 一部修正
一部廃止
第8条 一部修正

※令和5年5月20日から施行する。

【P T A 運営組織の概要】

